

日本映画大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

日本映画大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、日本映画大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

映画大学として極めて個性的で重要な理念を持っており、特に「建学の理念」で人間のさまざまな面を見据えようとする点は映画を専門的に研究する大学として有意義である。大学の個性・特色を反映した「使命・目的等」が学則に明示的に定められており、学校教育法第83条に照らして、大学として適切な目的が掲げられている。大学としての個性・特色は明示されており、法令にも適合している。使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ている。企画戦略室の設置など教職協働の取組みと、今後の方向性についての学内共有が始まりつつあり、今後の着実な取組みに期待したい。

「基準2. 学修と教授」について

映画学部映画学科のアドミッションポリシーは明瞭かつ学外に周知されており、これに沿った入学者選抜が適切に行われている。教育課程の編成方針に則した体系的かつ個性的な教育課程が編成されている。教職協働による学生への学修支援が行われている。学則等に従って単位認定、進級・卒業認定は適切に定められ、運用されている。教育課程内及びキャリアサポートセンターにおいて就職・進学に対する相談・助言体制が適切に運営されている。「学生授業アンケート調査」が年2回実施され、その集計結果を担当教員にフィードバックして教育改善に活用している。学生支援部は学生委員会と連携して適切に学生支援サービスを行っている。設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を十分に満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適切になされている。設置基準で求められている施設設備は適切に整備され、活用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の管理運営は適切に遂行されている。大学の管理運営に関する法令の遵守も適切である。理事会は適切に管理・運営され、評議員会は諮問機関としての機能を果たしており、戦略的に意思決定を行う体制を整えている。学長の職務と権限が明確に規定され、教学全般に関する最終決定権を有している。理事長が主催する「常勤理事会」を中心に、教授会、「企画戦略室会議」などを通じて、意思決定と執行が円滑に行われており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。事務局は、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置により、業務の効果的な執行体制を確保している。中期的な財務の方針に基づいて各年度の事業計画及び予算を策定しており、年度途中に必要な補正予算を編成して適正な財務運営に努めている。法令等を遵守した会計処理を励行して適正な会計処理に努めている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的の達成度を検証するために自主的・自律的な自己点検・評価の実施を明文化している。学部長が委員長となる「自己点検・評価委員会」を設置して、教学運営組織と事務組織が一体となって教職協働で自己点検・評価に取り組む体制を整備している。自己点検・評価の各項目の事実の状況を説明する資料や関連データ、アンケート調査の結果分析等のエビデンスに基づいて、客観性を確保した自己点検・評価を実施している。毎年実施している自己点検・評価の結果は、全教職員が共有する体制を整備しており、「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表（中間まとめ）」や翌年度事業計画の策定に反映している。また、平成 28(2016)年 9 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」として改定され、運用されている。自己点検・評価の活動結果を教育研究や大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルとして、継続的な自己点検・評価の実施と結果の活用の仕組みを確立しており、それらは適切に機能している。

総じて、映画大学として極めて個性的で重要な理念を持っており、「建学の理念」に沿った、学生の受入れ、教育内容・方法、学修と授業の支援、学修評価及び教員配置等が適切に行われており、映画を専門的に研究する大学として有意義である。大学の使命・目的及び教育目的を達成するための中長期的な計画が策定され、事業は適切に執行されている。自己点検・評価も適切かつ誠実に行われ有効に機能している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.研究活動」「基準 B.社会との連携」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

映画大学として極めて個性的で重要な理念を持っており、特に人間のさまざまな面を見据えようとする「建学の理念」は映画を専門的に研究する大学として有意義である。

学則に「使命・目的等」が明文化されており、使命・目的及び教育目的は具体的に明確かつ簡潔に文章化されている。「建学の理念」でうたわれた「人間」観を踏まえて、「使命・目的等」を更に分かりやすく具体化することを期待したい。とりわけ教育目的についての

具体化と明文化が望まれる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色を反映した「使命・目的等」が学則に明示的に定められており、学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的が掲げられている。大学としての個性・特色は明示されており、法令にも適合している。三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の改定など、必要に応じた変化への対応と見直しが行われている。教育目的について、より明確かつ具体的に規則上に表現することが期待される。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ている。企画戦略室の設置など教職協働の取組みと、今後の方向性についての学内共有が始まりつつあり、今後の着実な取組みに期待したい。

大学案内、大学ホームページ、学生便覧を通じて、大学の個性・特色及び教育の方向性が学内外に周知されている。それらの使命及び目的は、「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表（中間まとめ）」及び三つのポリシーに適切に反映されている。また、平成 28(2016)年 9 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」として改定され、学内に周知されている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために 1 学部 1 学科 7 コース及び必要な教員が配置されており、教育研究組織の構成は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するように整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは明瞭であり、大学ホームページ及び学生募集要項に明示されているとともに、各種ツールを用いて学外に周知されており、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜が適切に行われている。特に、AO 入試では、ワークショップを開催して大学の演習授業の形態を受験生に体験させた上で、作品提出と面接にて合否判定をするなど、映画大学としての特色を打出した入試を行っている。また、高校生が自主的に大学を選択しやすいように「アクセス・デイ」（参加型授業体験日）を積極的に導入している。

一方で、この数年にわたり入学者数の減少傾向が認められ、十分な在籍学生数の確保が課題となっている。この点については、引続き困難が予想されるものの、大学の中期計画に基づいて定員変更やカリキュラムの改編等に着手している。大学のアドミッションポリシーの更なる周知や学生募集方法の工夫によって、定員充足率の今後の改善が期待できる。

【改善を要する点】

○映画学部映画学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っており、早急な改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を踏まえた教育課程編成方針は明確にされており、教育課程の編成方針に即した体系的かつ個性的な教育課程が編成されている。履修指導方針に沿って、学科・コース別に体系的な授業科目を開設し、創作と理論の両立・融合の実践のため、授業科目の特性に基づき、授業時間及び授業回数の組合せによって分類される「講義型」という授業形態をとっている。また、「履修モデル」も明示している。加えて、創作系教員と理論系

教員との協力により「コラボレーション授業」「ペア授業」「オムニバス授業」が展開されるなど教授方法に工夫が見られる。

教務委員会によって、履修指導方針の策定や教育方法の改善の検討など、教授方法の改善を進めるための取組みが組織的になされている。また、履修登録単位数上限を設定し、GPA(Grade Point Average)制度との連動などを含めて、学生個々の状況に応じた適切な履修指導が行われている。

【参考意見】

○履修登録単位数の上限が高く設定されており、キャップ制採用の趣旨に応じた制度設計が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会と学生委員会などを通じて、教職協働による学生への学修及び授業支援に関する検討が行われている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。大学院を持たないため TA 制度の運用はないが、SA(Student Assistant)制度が整備・運用されている。中途退学者や留年者への対策は教員と職員との連携のもとできめ細かく行われている。「学生授業アンケート調査」「学生満足度調査」「学修状況実態・行動調査」などにより学生の意見をくみ上げ、カリキュラムの検討を含め改善につなげる努力が行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学則及び「日本映画大学履修規程」に従って単位認定、進級・卒業認定は適切に定められ、運用されている。複数の教員が担当する演習系の科目を含めて、適切に単位認定がなされている。GPA の運用は適切になされており、また、履修指導にも生かされている。必修科目や選択必修科目の個々の不合格者に対しては、きめ細かい対応方針を策定して組織内で情報共有している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「キャリアサポート科目」「インターンシップ」など教育課程内においてキャリア教育のための支援体制は整備されている。そのほかにも、「キャリアサポートセンター」を中心に、教職員が日常的にキャリアカウンセリングや就職ガイダンスなどを実施しており、就職・進学に対する相談・助言体制が適切に運営されている。また、卒業生に対しても、卒業後一定期間は求人情報を提供するなど、進路指導を継続している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生授業アンケート」が年 2 回実施され、その集計結果を担当教員にフィードバックして教育改善に活用している。アンケート結果については附属図書館で公開されると同時に「FD 委員会」において全ての結果について検討を行い、改善に取り組んでいる。受講者数の多い授業科目について「教員相互の授業参観」が実施されており、これが今後の授業改善と指導方法の点検・評価方法の更なる工夫・開発につながることを期待される。また、「学修状況実態・行動調査」を行うなど、学生の学修状況を把握して組織内で情報共有する努力がなされている。加えて、4 年次生に対して、FD 委員長によるコース別の対面聞き取り調査を行い、意見をくみ上げている。就職先への企業アンケート等は行われていないものの、教育目的の達成状況を点検・評価している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援サービスは、総合窓口としての学生支援部が担っており、学生サービス、経済的支援、課外活動支援、健康相談、カウンセラーによる心的支援などが行われるなど、学

生委員会と連携して学生サービスの安定のための支援が行われている。各種奨学金制度や奨学金取得支援などがあり、これらを適切に運用している。また、学生の課外活動への支援を適切に行っている。学生サービスに対する学生の意見などを「自己点検・評価委員会」が行っている「学生満足度調査」等のさまざまな回路を通じてくみ上げている。

【参考意見】

- 平成 27(2015)年度にカウンセラーの増員や、白山校舎に学生相談室を拡充・整備するなど、学生相談室について改善が見られるものの、相談員の配置状況は必ずしも十分とはいえ、整備が望まれる。
- 医務室について、看護師等の配置がなされておらず、整備が十分とはいえないので、今後の対応に配慮されたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を十分に満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適切になされている。1年次はクラス担任制度、2・3年次は各専門コースの担当教員制がとられており、少人数教育が徹底されている。「教員活動評価実施要項」を定めて、教員の資質向上を図り教育内容等の改善充実に努めている。FD活動は組織的に積極的に行われている。教養教育実施のための体制整備の努力が行われている。

【参考意見】

- 61歳以上の専任教員数の割合が高く、年齢の構成が特定の範囲に偏っているので、バランスのとれた専任教員の構成に配慮されたい。
- カリキュラム検討委員会において検討が進められているものの、教養教育を行うための体制が明確に整備されているとはいえないので今後の整備に期待する。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準で求められている施設設備について適切に整備しており、教育目的達成のために適切に運営・管理し、十分に活用している。施設・設備の耐震等の安全性は確保されており、また、バリアフリー等の利便性にも配慮する努力が見られる。1 年次の少人数クラス制や 2 年次後期以降の専門コースなど、教育内容の特殊性に配慮した少人数教育を実施しており、教育効果を十分上げられるような少人数規模のクラスとなっている。

【優れた点】

○映画大学としての使命・目的を果たすべく、今村昌平記念スタジオなど映画制作に必要な充実した施設及び設備を有している点は高く評価できる。

【参考意見】

○新百合ヶ丘校舎においてバリアフリー化が未整備であり、早急に整備することが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法令、寄附行為及び寄附行為実施規程、学則等の各種規則に基づき、大学の管理運営が適切に遂行されている。

建学の精神、教育方針及び目的に基づき、理事会・評議員会のみならず毎月 1 回開催される常勤理事会において、使命・目的の実現に向けて中期計画に則した継続的な業務遂行に努めている。また、私立学校法、学校教育法、設置基準をはじめとする管理運営に関する法令の遵守も適切である。

また、個人情報保護、ハラスメント等の人権侵害、公益通報者保護及び研究倫理に関する規則等が法令に則して整備されている。安全への配慮については、地域貢献面を考慮し、川崎市との避難所協定書を結び、大学の体育館とグラウンドと校舎の一部を川崎市の指定避難場所として有事の際には開放している。

教育研究活動に関する情報及び財務情報については、大学ホームページ上で適切に公表している。

【参考意見】

○危機管理に関する規則及びマニュアルについては、早急な整備が求められる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会は適切に管理・運営されている一方で、評議員会は諮問機関としての機能を果たしており、戦略的に意思決定を行う体制を整えている。

理事会の構成については、寄附行為の定めに従って適正に理事を選任しており、学外の識者も理事に選任して適切な理事会運営に努めている。

理事会への理事の出席率は高く、欠席者については、議案ごとに書面による賛否の意思表示を確認するなどの手続きが行われている。また、寄附行為及び「常勤理事会運営規程」に基づき、「常勤理事会」を定期的に開催し、理事会の補完機能として機動性のある体制を構築している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の職務と権限は、「学校法人神奈川映像学園業務委任規程」に明確に規定され、学長が教学全般に関する最終決定権を有していることが適切に担保されている。また、学長が業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、事務局に企画戦略室を設置し、教員である学生支援部長及び入試・広報部長の参画を得て教職協働体制の充実を図るなど、学長の補佐体制が整備され有効に機能している。

教授会は学則及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき、教学面の重要事項を審議しており、教授会の下部組織として教学に関する各種専門委員会が設けられるなど、大学の意思決定と業務執行における役割機能が明確になっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

「学校法人神奈川映像学園常勤理事会運営規程」にのっとり、毎月1回「常勤理事会」を開催し、理事として学長、学部長、学科長及び事務局長出席のもと、その中で意思決定された事項については、その後の教授会で報告し、法人と大学の各管理運営機関と各部門間の連携は適切に行われている。監事の選考及び業務に関しては、寄附行為及び「学校法人神奈川映像学園監事監査規程」等の諸規則が整備され、適切に運営されている。監事の理事会への出席状況は良好で、監事が法人の業務又は財産の状況について適宜意見を述べており、十分なチェック機能を果たしている。評議員会は、寄附行為に基づいて、毎年3月及び5月と理事長が必要と認めたときに理事長の招集により開催しており、各評議員の出席状況も良好である。

理事長が主催する常勤理事会の会議体が中心的な役割となり、教授会、「企画戦略室会議」などを通じ、業務の意思決定と執行が円滑に行われており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

理事会の下に位置する事務局では、業務の効率的運営を図ることを目的として「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」を整備し、各部門においては、室長、部長、課長等を配置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の

効果的な執行体制を確保している。業務執行の管理体制が構築され、適切に機能している。

職員の資質・能力向上のため、日本私立大学協会、その他外部機関主催の研修会等へ担当教職員を積極的に参加させており、本年度から「日本映画大学における職員研修実施要項」として、年間を通じて研修やワークショップ等の計画が生まれ組織的な取り組みがなされている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年 4 月に取りまとめた「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表（中間まとめ）」の中期的な財務の方針に基づいて各年度の事業計画書及び予算を策定して、年度途中に必要な補正予算を編成している。また、平成 28(2016)年 9 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画」で今後 5 か年の財務目標を定めて、適正な財務運営に努めている。

平成 25(2013)年度以降の入学定員を充足するに至っていない状況であるが、経費節減に努めるとともに学生生徒等納付金以外の収入として補助金等の外部資金を獲得していることから、完成年度以降の事業活動収支は黒字を確保している。

開学時に継承した専門学校「日本映画学校」の安定した財務基盤をもとに中期計画に従った財務運営に努めており、収容定員を充足することによって更なる堅固な財務基盤の確立と安定した収支バランスの確保が期待できる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守した会計処理を励行して、必要に応じて公認会計士や税理士より助言を受けて適正な会計処理に努めている。

中期的な財務の方針に基づいて各年度の事業計画及び予算を策定しており、年度途中に必要な補正予算を編成して適正な財務運営に努めている。

監査法人による厳格な会計帳簿書類及び計算書類等の確認・照合を定期的実施しており、監査法人と監事の相互の意見交換の結果も会計処理の業務遂行に反映している。

また、「学校法人神奈川映像学園監事監査規程」や「学校法人神奈川映像学園内部監査規

程」に従って監査年間計画を策定して、監事及び内部監査室の会計監査を実施している。

監査法人、監事及び内部監査室の三者が連携して、適切かつ厳正な会計監査を実施する体制を整備している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的の達成度を検証するために、学則に自主的・自律的な自己点検・評価の実施を明文化している。

「日本映画大学自己点検・評価規程」に従って、学部長が委員長となる自己点検・評価委員会を設置して、教学運営組織と事務組織が一体となって教職協働で自己点検・評価に取り組む体制を整備している。

開学年度の平成 23(2011)年度に「日本映画大学自己点検・評価規程」を制定して、自己点検・評価を毎年度実施しており、自己点検・評価活動より得られた結果を「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表（中間まとめ）」や平成 28(2016)年 9 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画」へ反映して大学の改革・改善に活用している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の各項目の事実の状況を説明する資料や、関連データ、アンケート調査の結果分析等のエビデンスに基づいて、客観性を確保した自己点検・評価を実施している。

「学生授業アンケート調査」「学生満足度調査」「学修状況実態・行動調査」等のさまざま

まな調査を定期的実施して、多面的に現状を把握した上で「自己点検評価書」を作成している。

自己点検・評価の結果について、「日本映画大学自己点検・評価規程」の定めに従って、学長が公表方法と範囲を決定して、学内においては全教職員が閲覧できる環境を整備しており、社会に向けても大学ホームページを活用して適切かつ誠実に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

毎年実施している自己点検・評価の結果は、全教職員が共有する体制を整備しており、大学の中期経営計画や翌年度事業計画の策定に反映している。

また、自己点検・評価の分析結果について、教学組織の教授会や事務組織の「企画戦略室会議」で短期的な課題の対応策を検討しており、中長期の課題は理事長が委員長である「企画委員会」で改善・向上策を協議している。

自己点検・評価の活動結果を教育研究や大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルは、継続的な自己点検・評価の実施と結果の活用の仕組みを確立しており、適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 研究活動

A-1 研究活動の活性化

A-1-① 研究目的を達成するための環境の整備

【概評】

研究活動を重視する姿勢は高く評価できるものである。優れた研究実績のある教員を揃えており、その上で「研究推進委員会」が専任教員の研究業績調査を行い、緊密な研究者間のコミュニケーションのもとで、研究活動活性化のための努力が行われている。

競争的資金の獲得については、学長以下専任教員グループによる「東アジアの映画学」構築を目指した共同研究など、諸分野での科学研究費助成事業が着実に採択されており、また、公的研究費の管理については学内説明会や諸規則を制定して不正行為防止に努めている。

そのほか、学会の当番校も経験し、また、機関誌「日本映画大学紀要」及び「日本映画大学だ！」を発行することで、教育・研究の成果を内外に周知する努力を行っている。

他方で、施設面での研究環境については、今後の更なる充実の余地がある。また、若手

研究者が持続的に成長するためにも、建学理念に沿って学内で組織的な研究評価及び支援の体制整備を引続き行うことが期待される。

基準 B. 社会との連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

開学以降、地元川崎市との協定により、白山キャンパスでは、体育館やグラウンド等を社会人や青少年を対象としたスポーツ活動へ開放するとともに、有事の際の地域の避難所としても位置付けており、地域防災訓練などにも大学の施設を開放している。

また、「一般社団法人白山まちづくり協議会」主催の白山納涼祭への学生・職員の積極的な参画や、川崎市麻生区役所との共催事業として「こども映画大学」の実施、株式会社映画 24 区との共催・運営による産学連携講座の実施、新百合丘地域の新しい祭典である「しんゆりマルシェ 2015」への積極的な参画等、大学の持つ物的・人的資源を地域社会へ積極的に提供しており、地域への貢献に尽力している。

今後は、地域内の他の高等教育機関との連携等を視野に入れ、「知」の拠点として更なる地域貢献に努めることが期待される。

基準 C. 国際交流

C-1 国際交流の推進

C-1-① 異文化理解と国際交流への対応

【概評】

平成 23(2011)年 4 月の開学以降、海外から大学に招へいした映画人による特別講演会や交流イベントを毎年開催して、学生に対して異文化理解や国際交流の機会を提供している。

海外の映画教育機関と積極的に提携しており、主にアジア地域での交流に力を注ぎ、複数の大学と学術交流協定を締結して教員及び学生間の国際交流を展開している。特に、韓国国立芸術総合学校と提携した学術交流では、定期的に日韓学生共同制作を実施している。

平成 27(2015)年度には、ジャカルタ芸術大学（インドネシア）と学術交流協定を締結して、東南アジアにおける国際交流も推進している。また、国際交流基金アジアセンターと共同開催の学生交流プログラムイベントでは、ジャカルタ芸術大学を含む東南アジア各国の大学から映像製作や映画理論を専攻する学生を招いて学生間交流を深めている。

異文化理解を目的とした国際交流の機会が増えたことから、大学組織に「国際交流センター」を設置して教職協働で国際交流を推進する体制を整備している。

海外の協定提携大学と実施する学術交流について、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などを着実に実施して、東アジア及び東南アジア地域の映画大学間ネットワークに

おける更なる活発な活動を期待したい。